

近畿地方の防除の確認状況について

特定外来生物の防除は、全国的、地域的観点から防除を実施していくことが重要であり、国のモデル事業に限らず、地域における防除が非常に重要である。外来生物法では、地方公共団体が実施する防除や、民間団体等が実施する防除について、防除に関する公示に沿った内容か審査する「確認（地方公共団体の場合）」及び「認定（民間団体等）」を行っている。なお、アライグマについては、環境省及び農林水産省共同で申請内容を審査している。

◆ 近畿地方のアライグマの防除の確認件数：43件

※ 平成19年3月5日現在。認定は無し。

※ 全国の確認・認定情報は、環境省外来生物法ホームページの「特定外来生物の防除」のページを参照。

アドレス：<http://www.env.go.jp/nature/intro/>